

住宅耐震改修エキスパート人材育成事業運営業務委託仕様書

令和7年5月
山口県住宅課

1 業務名称

住宅耐震改修エキスパート人材育成事業運営業務

2 業務目的

住宅の耐震化を促進することを目的とし、耐震改修工事实施の障壁となっている高額な工事費の低減に向け、従来の工法より比較的安価に施工することが可能な低コストな工法を取り扱える県内事業者（設計士・大工等）を養成するため、県内事業者同士の交流会、現場での実地研修等を実施する。加えて、県内事業者に向けた、低コストな工法の動画教材の製作及び普及啓発を行う。

3 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

(1) 交流会

ア 交流会の概要

目 的：県内事業者同士の交流を深め、設計者・施工者間の連携強化を図るとともに、住宅の耐震化に関する情報を交換する場を設ける。

対象者：県内耐震改修事業者（建築士、大工等）、県・市町担当者
30名程度

※対象者は県において決定するため、募集は不要

時 期：令和7年度上半期に1回開催（3時間程度）

場 所：県内会議室（山口市内の集まりやすい場所）

内 容：(ア) 講演 ※大学教授（愛知県）1名を想定

(イ) 県からの報告（県の取組、補助事業施工事例の紹介等）

(ウ) 参加者同士の意見交換会

イ 委託する業務の内容

(ア) 講師への旅費・宿泊費・交通費の支払い及び当日のアテンド

・講師への打診は県において実施

・講師への報償費は1.5万円／人を想定

(イ) 会場の手配

(ウ) 会場設営、撤収作業

(エ) 当日の参加者の受付

(オ) 当日の司会進行

(カ) 活動記録（報告書）の作成

(キ) 参加者へのアンケート調査の実施

(ク) ア(ウ)での軽食の手配（水・菓子程度）

(2) 実地研修

ア 実地研修の概要

目 的：実際の耐震改修現場（個人住宅）において、県内事業者が設計・施工をする各段階で、大学教授等のアドバイザーを現地に派遣（リモートによる指導もあり）し、実技指導の場を設け、県内事業者の技術力習得を図る。

対象者：県内耐震改修事業者（建築士、大工等）、アドバイザー、個人住宅所有者

時 期：令和7年7月頃～12月頃

場 所：県内耐震改修施工現場（県東部・中部・西部計3現場を想定）

内 容：「NP0 法人達人塾ねっと（愛知県）」の大学教授等3名をアドバイザーとし、1現場当たり6回の研修を実施（年間で3現場×6回の計18回実施）。

方 法：対面式、リモート式併用（下（表）参照）

イ 委託業務の内容

(ア) 対象者の調整

- ・対象者は県により決定し、受託者へ情報提供する。
- ・研修1回当たりの参加者は、アドバイザー3名、県内事業者2名（設計者及び施工者）及び県職員の計6名程度を想定している。
- ・対象者と連絡調整を行い、研修実施日時を決定すること。
- ・雨天、災害等で開催できない場合、対象者と連絡・調整し、開催日時の再調整を行うこと。

(イ) アドバイザーのアテンド及び会場（通信設備含む。）手配

- ・アドバイザーは、在住地は愛知県2名、東京都1名を想定している。
- ・1現場あたりの研修及びアドバイザーの配員は次（表）を想定している。

（表）

研修内容	時間	アドバイザー 1 (愛知県)	アドバイザー 2 (愛知県)	アドバイザー 3 (東京都)
①業務着手	7時間	現場（来県）	現場（来県）	現場（来県）
②設 計	7時間	リモート参加	リモート参加	現場（来県）
③着 工	7時間	×不参加	現場（来県）	×不参加
④現場監理	7時間	リモート参加	リモート参加	リモート参加
⑤現場監理	7時間	現場（来県）	現場（来県）	×不参加
⑥工事完了	7時間	現場（来県）	現場（来県）	現場（来県）

- ・アドバイザーへの報償費は、1回の研修につき、4万円／人を想定。
- ・当日、駅、空港、宿泊先等～現場間のアドバイザーのアテンドを行うこと。
- ・②及び④はリモートでの研修を含むため、工事現場付近に会議室の手配及び通信設備の準備をすること。

ウ 研修計画の作成

- (ア) 県とともに、アドバイザーと調整の上、年間の研修計画を作成する。
- (イ) 実地研修の現場（３現場）は、県が決定する。

エ 研修の記録及び撮影

- (ア) 研修の記録（写真及び動画）を撮影すること。
- (イ) 撮影した動画等を活用した事業者向けの低コストな工法の動画教材について提案すると共に、県のホームページ等に掲載することを想定し、工事の工程ごとに制作すること。

※動画の制作に係る留意事項

- ① 制作する動画については、実写動画のほか、音楽、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等の使用も可とする。
- ② 制作した動画は、委託期間終了後も使用することから、制作後に動画内の人物等の映像の使用にかかる費用が発生することがないようにすること。

オ 留意事項

- (ア) 工事現場の進捗状況については、受注者及び対象者の間で常に情報共有できるようにすること。
- (イ) 動画撮影においては、住宅所有者のプライバシーへの配慮や個人が断定されないようにすること。

(3) 全体報告会

ア 全体報告会の概要

目 的：(2)の実地研修が全て完了した後、現場技術者間の連携強化を目的とした耐震改修の完成報告会を実施することで、施工事例を共有し、低コストな工法の更なる周知を図る。加えて、一般県民を広く集客し、住宅耐震化の重要性についての意識醸成を図る。

対象者：一般県民、県内耐震改修事業者（建築士、大工等）、(2)の実地研修を受けた事業者、県・市町担当者 １００名程度

※全体報告会は一般県民にも広く啓発するため、広報及び募集をすること

時 期：令和７年度下半期に１回開催（３時間程度）

場 所：講演が可能な県内施設（山口市内の集まりやすい場所）

内 容：(ア) (2)の実施研修受講者による成果報告会

(イ) (2)の実地研修のアドバイザーによる事業の講評（３名）

(ウ) 一般県民に向けた住宅耐震化についての講演（１名）

イ 委託業務の内容

- (ア) 募集及び集客にかかる業務（チラシ等の企画及び作成、参加者取りまとめ）
 - ・募集案内用のチラシのデザイン及び印刷。県内各所での配布。
- (イ) 全体報告会の開催時の資料作成
- (ウ) 実地研修受講者による成果報告会の資料作成補助
- (エ) 講師への講演の打診、講演料・交通費等の支払い、当日のアテンド
 - ※講師は受注者が提案した上で、県と受託者で協議の上、決定する。
- (オ) アドバイザーへの旅費・宿泊費・交通費の支払い、当日のアテンド
 - ・アドバイザーへの打診は県において実施
 - ・アドバイザーへの報償費は１．５万円／名を想定

- (カ) (1)の業務の内容の(イ)～(キ)を行うこと。
- (4) (1)～(3)の業務に係る共通事項
 - ア 運営業務の実施にあたり、履行期間内における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。
 - イ 会場使用料・設備費、講師等の謝礼・旅費・宿泊費などの費用は委託業務に含むものとする。

5 動画に係る成果品

- (1) 4(2)の業務で制作した動画：県のウェブページや SNS 等で配信できるよう、MPEG4 や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じてタブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること。
- (2) 納入期限：令和8年3月19日（木）
- (3) 不備について：本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差し替えを行うこと。

6 著作権等について

- (1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製・公表・貸与・使用してはならないものとする。
- (2) 受託者（デザイン製作者その他製作に関与した者を含む。）は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 使用するデータの権利関係等の諸手続き及びそれに係る費用については、受託者で対応するものとする。
- (4) 納入された成果品については、県がウェブページ等において二次使用できるものとする。
- (5) 受託者は、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するとともに、第三者との間でトラブルが発生したときは、責任を持って処理するものとする。

7 その他

- (1) 本業務で取り扱う個人情報については、受託者はこの業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の業務委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は企画提案の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、別に制作する。
- (3) 本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。
- (4) 本業務履行のための人件費、旅費、通信費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (5) 本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。